

## 医療・介護・福祉の現場における労働者の命と安全、経済的支援を求める決議

医療・介護・福祉の仕事に従事している労働者（以下、「医療関係従事者」と言う。）は、「エッセンシャル・ワーカー」と呼ばれ、リモートワークが不可能であることから常に新型コロナウイルス感染の不安と隣り合わせで働いている。どんなに感染予防対策を取っても不安を完全に払しょくすることはできない中で、新型コロナウイルスと闘いながら懸命に職務に従事している医療関係従事者の方々に対して、まず深い敬意と感謝の意を表明したい。

全国医師ユニオンが今年5月14日に発表した「COVID-19の検査・治療に従事する医師への緊急調査」結果報告書によれば、9割の医師が自身の感染リスクに不安を覚えており、院内感染の不安がないとした医師はわずか8.7%である。また、危険手当が支払われているのは18.6%のみで、残業代無しで働いている者が24.4%もある。そして、国の対策が新型コロナウイルスに対応できていないとする医師が7割に上り、新型コロナウイルスの検査・治療を行うにあたって求めることは、第1が防護具、第2がゾーニングなど医療機関の感染防止体制の強化、第3が危険手当の支給となっている。

このように、医療だけでなく、介護・福祉の現場で働いている労働者は、常に感染リスクに晒されており、政府と使用者の対策として重要なのは、徹底した感染予防と万一感染した場合の医療と生活の保障である。

医療関係従事者が感染した場合の労災保険給付については、今年4月28日に厚生労働省が労働基準局課長通達を出し、新型コロナウイルス感染症を理由とする労災認定がされやすいようになった。しかし、新型コロナウイルスで労災申請があった場合、全件を本省に上げるように要請されていることから、労災の認定を受けるためには時間がかかることになり、速やかな補償をするためには各労基署で判断できるようにすべきである。

現在、新型コロナウイルスの第3次感染ブームがまさに起きているところであり、日本労働弁護団は国や医療関係事業者に対して、医療・介護・福祉の現場で働く労働者が感染の不安がなく安全に働くことができる完全な感染予防対策と職場環境を整備すること、危険手当の支給や残業代の支払いがなされること、万一感染した場合には事業主が労災申請に協力すること、労災保険給付が速やかになされること、感染者の雇用維持が保障されることを強く求める。